

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

(エ) S P C の設立について

- ・落札者となった入札参加者は、本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として S P C を設立することができる。
- ・ S P C を設立する場合は、滋賀県内に設立すること、入札参加者の構成員による S P C への出資比率は 100 分の 50 を超えることとし、代表企業の S P C への出資比率は出資者中最大とすること。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで S P C の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権などの設定その他一切の処分を行ってはならない。

(オ) 構成員の変更等について

- ・資格審査書類の受付日後においては、原則として応募グループの構成員および協力企業の変更及び追加は認めないものとする。ただし、県がやむを得ないと認めた場合は、県の承諾を条件として応募グループの構成員（ただし、代表企業を除く。）および協力企業の変更・追加ができるものとする。

(カ) 複数提案の禁止

- ・入札参加者の構成員、協力企業およびこれらの企業と資本面または人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成員および協力企業になることはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員および協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

ア 入札参加者の参加資格要件（共通）

- ・ P F I 法第 9 条の各号のいずれにも該当しない者であること。
- ・ ~~入札参加者に必要な資格等（令和 4 年滋賀県告示第 247 号）に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。~~
- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ・ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のいずれかに該当する者でないこと。
（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、銀行取引停止処分がなされている者）

ア 対話の目的

県は、入札参加資格審査の通過者との個別対話の場を設ける。この対話は、県および入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、県の業務要求水準書等の意図を理解することを目的としている。

イ 対話参加者

入札参加資格審査の通過者で対話を希望する参加グループ

なお、競争的対話は、入札参加資格審査の合格者のみ行うこととする。

ウ 申込方法

県は、~~入札参加資格審査を通過した入札参加希望者の代表企業に対し~~、「対話実施要領」を県ホームページで配布する。対話を希望する者は、「対話実施要領」に従い、申し込みを行うこと。

エ 申込期間

令和4年7月19日（火）～令和4年7月29日（金）午後5時まで（必着）

オ 対話実施日（予定）

令和4年8月22日（月）～令和4年9月9日（金）（予定）

※対話実施日については、令和4年7月8日頃に県ホームページにて案内を行う。

カ 対話における議題・質問等

県は、対話の実施に先立ち、対話における議題・質問等を受付ける。また、県および入札参加者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、入札参加者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。詳細は、「対話実施要領」において確認すること。

また、競争的対話の実施後に追加の質疑回答を設ける場合がある。

キ 対話による共有認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、対話を行った入札参加者に通知する。ただし、入札参加者の提案、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知しない。

ク 回答通知日

令和4年9月16日（金）（予定）

いと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させない、または入札の執行を延期、もしくはとりやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

オ 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、「別添資料2 様式集」「様式2-10 入札辞退届」を担当部局まで提出すること。

カ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

- ・滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第199条の規定に該当する入札
- ・資格確認申請書、提出した資料等に虚偽の記載をした入札

キ 入札提出書類の取扱い

(ア) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の公表およびその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、~~維持管理~~
~~方法~~等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

ク 使用する言語、通貨単位および時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

ケ 苦情の申立て

入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

5 事業者の選定に関する事項

(1) 選定委員会の設置

県は、落札者選定にあたり学識経験者等で構成される「滋賀県商工観光労働部PFI事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会の委員については、以下のとおりとし、審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関し選定委員に接触することを禁止する。なお本事業について委員に接触した者については、入札参加資格を失う。

区分	氏名（敬称略）	所属機関（団体）名
委員長	新川 達郎	同志社大学名誉教授
委員	石井 太	湖北工業（株）代表取締役社長 滋賀県経済産業協会 会長
委員	金子 尚志	滋賀県立大学 環境科学部准教授
委員	月瀬 寛二	産業支援プラザ常務理事
委員	疋田 久美	日本公認会計士協会京滋会
委員	森下 あおい	滋賀県立大学 人間文化学部教授
委員	山本 久子	滋賀弁護士会

(2) 入札方式

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定に当たっては、設計・建設能力、~~維持管理能力~~、事業計画能力および県の財政支出額等を総合的に評価する為、総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

(3) 落札者の決定（⑨）

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。選定委員会は、入札提案内容に対する「加点審査」および入札価格に対する「価格審査」を実施し、それぞれを点数化した上で、これらを合算した得点が最も高い入札参加者の提案を最優秀提案として選定する。県は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。詳細については、落札者決定基準を参考とする